漁業経営維持安定資金について

【制度の仕組み、目的】

・漁業経営の維持が困難となっている又は困難となるおそれの大きい中小漁業者が、県知事の認定を受けた漁業経営再建計画に従い、緊急に必要な固定化債務の整理等を行うための資金です。県が資金を円滑に融通するため融資機関に対して利子補給を行っており、低利での借入れが可能になっています。

利率 (変動): H25.8.19現在

【貸付条件】

業種区分	償還期限	左のうち 据置期間	貸付利率
以西底びき網漁業(漁業法第五十二条第一項 の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6 号)(以下「指定漁業を定める政令」という。)第1項第2号に掲げる漁業をいう。)又は近 海かつお・まぐろ漁業(指定漁業を定める政令 第1項第9号に掲げる漁業のうち総トン数10 トン以上20トン未満の動力漁船によるもの以 外のものをいう。)	10年以内	3年以内	1. 65 %
上欄に規定する業種以外の業種	10年以内	3年以内	1. 20 %

【貸付対象者】 (再建計画の受認資格者)

- 1 漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従事者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- 2 漁業を営む漁業協同組合(以下「漁協」という。)
- 3 漁業生産組合

【貸付限度額】

1)	尽 度頟】		
1)	漁船漁業を主として営む者		
	使用する漁船の合計総トン数が30トン未満のもの		
		40,	000千円
	使用する漁船の合計総トン数が30トン以上50トン未満	あのもの	
		70,	000千円
	使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トンオ	≒満のも	の
		120,	000千円

	使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン	ン未満のもの		
		150,	000千円	
	使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン	未満の	もの	
		240,	000千円	
	使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの			
		100,	000千円	
(2)	養殖業を主として営む者	40,	000千円	
(3)	定置漁業を主として営む者			
	大型定置漁業(定置漁業権の免許対象となっているもの)			
		80,	000千円	
	小型定置渔業	4.0	000千円	

【整理することができる債務】

- 1 返済期到来後未返済となっている債務
- 2 返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化 しているとみなされる債務
- 3 その他の債務で、次に掲げるもの
 - (ア) 賃金、退職金の未払債務
 - (イ) 金融機関以外の者からの借入金
 - (ウ) 漁業 (漁業関連事業を含む。) に関する債務について引き受けた保証債務又は 連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必 要とされているもの
 - (エ) 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金
 - (オ) その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務

【再建計画の認定基準】

- 1 申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであること
- 2 申請者が再建計画を達成する見込みが確実であること

【再建計画の認定申請等】

(漁協から借り入れる場合)

- ① 申請者は、再建計画認定申請書、借入申込書を漁協に提出します。
- ② 漁業信用基金協会の保証を必要とする場合は、協会あて債務保証委託書を提出します。
- ③ 漁協は、内容を審査し、意見を付して利子補給承認申請書を所管市町村長に提出し ます。
- ④ 市町村長は、内容を審査し、意見を付して県広域本部長へ送付します。
- ⑤ 県広域本部長は、その内容を審査し、適当と認めたときは知事に進達します。
- ⑥ 知事は、関係機関に諮り認定の諾否を行い、その結果を漁協及び漁協を通じて申請者に通知します。
- ⑦ 漁協は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、申込者に通知します。